

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 平成二十八年三月卒業の防衛医科大学卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四千三百六万円とすること。（別表第十一関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）